

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

May, 2011

なごみ便り

www.101dog.co.jp

東日本大震災にかかわる税制上の特例

この度の東北地方太平洋沖地震で亡くなられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。地震の被害は甚大で、ご愛読の方にも親類縁者に被災者がいたり、寄附をしたり関わっておられる方も多いことと存じます。それら支援の税務上の取り扱いも含め政府では、被災者等を支援するため4月27日に「東日本大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律（別称、震災特例法）」が施行されました。今回はそれらを簡単にまとめましたのでぜひ参考にして頂ければと思います。

【被災者】 所得税 [個人]

震災により住宅、家財等（通常的生活用資産も対象）について損失を被った場合

所得税の軽減：**次のいずれか有利な方を平成22年分または23年分から選択適用可能**

	雑損控除	災害減免法
対象資産の範囲	生活に通常必要な資産	住宅や家財 上記の損害額が価額の2分の1以上であること
控除額計算または所得税の軽減額	次のいずれか多い方 損害額 - 補てん額 - 所得金額の10分の1 { 損害額 - 補てん額 } のうちの災害関連支出 - 5万円	所得金額に応じて 500万円以下...全額免除 500万円超 750万円以下...2分の1 750万円超 1,000万円以下...4分の1
参考事項	控除しきれない分は 5年間 の繰越控除可能	・1,000万円以下の方のみ ・減免を受けた年の翌年以降は適用なし

住宅借入金特別控除の継続適用：対象住宅が震災により居住できなくなった場合でもOK。

[事業者]

棚卸資産、事業用資産等に損失を被った場合

必要経費に算入：損失額を平成22年分の事業所得に

平成21年分の所得税の繰戻し還付（青色申告者）： 純損失になった場合

繰越期間を5年：青色申告者、白色申告者共に被災事業用資産による純損失の金額と平成23年において発生した純損失金額のうち、被災事業用資産の損失額の占める割合が10分の1以上である場合（他に適用要件あり）

法人税 [棚卸資産等に損失を被った場合]

前2年（通常1年）分の繰戻し還付：平成23年3月11日から平成24年3月10日までに終了する事業年度（中間含む）について、対象となる震災損失金額に対応する部分の法人税を還付

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

代替資産の特別償却：震災により滅失等をした資産の代替資産を取得（平成 23 年 3 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日に）して事業の用に供した場合に種類に応じて 15～30%（中小企業は 18～36%）の特別償却可能

買換え資産の圧縮記帳：被災地域区域内（外）の土地、建物、構築物を譲渡し、被災地域区域外（内）の土地、減価償却資産を購入した場合に、譲渡益の範囲内で取得資産を圧縮記帳することにより損金算入可能

相続税・贈与税（申告・納税期限の延長あり）

課税価格の計算の特例：(1)特定土地等又は特定株式等の価額は震災後を基準とした価額とする（平成 22 年 5 月 11 日から平成 23 年 3 月 10 日までに取得したもの）(2)建物、家庭用財産、自動車等の価額は、一定の要件の下、被害を受けた部分の金額を控除した価額とする（申告期限までに被害を受けた場合）

入居要件等の緩和：震災により住宅取得等資金の贈与税の特例対象住宅が損壊等し修繕回復できない場合は入居要件を免除する。（修繕可能の場合や取得遅延は入居期限を 1 年間延長）

【支援者】 [個人]

寄附金所得控除限度額の引き上げ（平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 12 月 31 日までの震災関連寄附金）：総所得金額等の **100 分の 80** 相当額

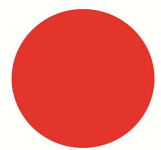
寄附金所得税額控除限度額の引き上げ（平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 12 月 31 日までの震災関連寄附金）：2,000 円を超える金額の **100 分の 40** 相当額（所得税額の 100 分の 25 相当額が限度。認定特定非営利活動法人及び共同募金会連合会に対する寄附でそのうち支援活動に必要な資金に充てられるものに限る）

[法人（個人事業主も対象）]

従業員等に支給する災害見舞金品：被災従業員等（その親族、専属下請先従業員含む）に対し、一定の基準に基づき支給した場合は全額福利厚生費として損金算入

同業者団体等への分担金等：相互扶助等に係る規約等に基づき合理的な算定基準に従って拠出する分担金等は損金算入

これらの他に、各税目で届出期限・申告期限・納税期限の延長、納税猶予、遡り適用など様々にあります。詳しくは国税庁のHPをご覧ください。この様に被災者・支援者に対し税務上の手厚い措置が施されています。こういった様々な国の施策も知らなければ活用できません。震災に関連して税務や社会保険で確認したいことがあれば、当グループまでお気軽にお問い合わせください。（文章担当：高松）



SOKO JIKARA
NIPPON 国力ニッポン

今こそ、この国の方を見せるとき。
NOW IS THE TIME TO SHOW
SOKO JIKARA OF JAPAN.

～利益UP大作戦！！～

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方！！

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします！我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください！！

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117